

著作權法第35條 授業目的的公衆送信

著作物とは

☆著作権法では、著作物を次のように定義している

・思想又は感情を創意的に表現したもの(文芸・学術・美術・音楽など)

↓創作性がないもの(著作権侵害に当たらないもの)

・事実・データ、短文・定義(本能寺の変1582年、富士山の標高3,776メートル)

・アイデア(注)アイデアそのものは著作権侵害に当たらないが、他人のアイデア奪うと盗用

主な著作物とは

- ・言語の著作物:論文、講演、小説、詩歌、俳句など
- ・データベースの著作物
- ・編集著作物:百科事典、辞書、新聞、雑誌、詩集など、複数の素材からなり素材の選択又は配列に創作性があるもの
- ・二次的著作物:著作物(原著作物)を翻訳、翻案(映画化など)して創作したもの
- ・その他:楽譜、歌詞、写真、コンピュータ・プログラム、劇場用映画、ネット配信動画、ゲームソフトなど

著作権とは

- ・「著作物」を創作した者（「著作者」）に与えられる、自分が創作した著作物を無断でコピーされたり、インターネットで利用されない権利である。
 - ・自分が創った著作物を他人が利用したいといつてきただときには条件をつけて許可することができる。
 - ・他人の著作物を利用するには創った人の許可を得ることが必要である。
- ※ただし、全て許諾を取ると著作権者も著作物を使用する人も不都合が発生するため、例外規定を設けている。

著作権が自由に使える例外（一例）

- 私的使用のための複製（第30条）
- 図書館における複製・インターネット送信等（第31条第1項）
- 引用・転載（第32条）
- 学校その他の教育機関における複製・公衆送信・公の伝達（第35条）※補償金
- 試験問題としての複製等（第36条）
- その他

教育のDXを加速する著作権制度 ～授業目的公衆送信補償金制度について～

2024年4月
文化庁著作権課

著作権法によって定められた、
ICTを活用した教育を推進するために

著作物の利用円滑化と著作権者の利益保護とのバランス
をとった制度。

著作物の利用円滑化



著作権者の利益保護

では何故、学校で許諾を得ずにコピーを配ることができるのか

一定の条件を満たすと、著作権を持っている人（権利者）の権利が制限される=権利者が「ダメ」と言えない場合がある。



一定の条件で権利が使えなくなる



→ 著作権法第35条（学校その他の教育機関における複製等）などにより、
一定の条件を満たせば、無許諾でコピーを配るなどの利用ができる

どういう場合に著作権法第35条の条件は満たされるのか

著作権法第35条が適用されるには以下のような条件を満たすことが必要。

① 対象施設（どこで？）

学校その他の教育機関（営利を目的としないもの）※ 塾・予備校（認可なし）は×
つまり、幼稚園や保育所、小中高校、大学、専門学校、公民館、図書館、美術館などは○

② 対象主体（誰が？）

教育を担任する者（教員等） + 授業を受ける者（児童・生徒・学生等）
※ 教員等の指示の下、事務職員等の補助者が行うことも可
※ 教育委員会等の組織が主体となるのは×

③ 利用の目的・限度（どういう目的？）

「授業の過程」における利用に必要と認められる限度
※ 教育課程外の教育活動（例：部活動）も含まれるが、職員会議などは×
※ その授業と関係のない他の教員・教育機関と共有するのは×
※ その授業で取り扱う範囲を超えてコピー・送信するのは×

④ 対象行為（どんな使い方？）

複製、公衆送信、公衆送信を受信して公に伝達

**授業目的公衆送信補償金制度
の開始でここが変わった**

⑤ 権利者利益への影響

その著作物の種類や用途、複製の部数などから判断して、著作権者の利益を不当に害しないこと
※ 教科書の履修期間におけるコピー・送信は○
※ ドリル・ワークブックなど、児童生徒等の購入を想定した著作物のコピー・送信は×

⑤権利者利益への影響

- 授業を行う上で、教員や学生が通常購入あるいは貸与等すべき教科書や一人一人が演習のために直接記入する問題集等の資料に掲載された著作物について、それらが掲載されている資料の購入の代替となるような複製や公衆送信。

授業目的公衆送信補償金制度での変化（開始前）

この制度が開始される前は、利用者は「複製」と「一部の公衆送信」のみ無許諾・無償で行えた。

無許諾・無償

（著作権法第35条第1項）

複 製

対面授業で使用する
資料として印刷・配布



（著作権法第35条第3項）

遠隔合同授業等 のための公衆送信

対面授業で使用した資料や
講義映像を遠隔合同授業等
(同時中継) で他の会場に送信



要許諾

（権利者毎に個別に許諾を得る必要）

（著作権法第35条第1項・第2項）

2018年の改正範囲

その他の公衆送信全て

対面授業の予習・復習用の資料をメールで送信
対面授業で使用する資料を外部サーバ経由で送信



オンデマンド授業で講義映像や資料を送信



スタジオ型のリアルタイム配信授業



※ただし、ドリルやワークブックといった児童生徒等の購入を想定した著作物を、購入させずに複製や公衆送信を行うことなど、著作権者の利益を不当に害するような場合について、別途許諾が必要です。

授業目的公衆送信補償金制度での変化（開始後）

この制度が開始されることで、利用者は「**その他の公衆送信全て**」を**無許諾・有償**で行えるように。

無許諾・無償

（著作権法第35条第1項）

複 製

対面授業で使用する
資料として印刷・配布



複製して配布



（著作権法第35条第3項）

遠隔合同授業等 のための公衆送信

対面授業で使用した資料や
講義映像を遠隔合同授業等
(同時中継) で他の会場に送信



同時中継

遠隔地の会場

無許諾・有償 (文化庁が認可する補償金)

（著作権法第35条第1項・第2項）

2018年の改正範囲

その他の公衆送信全て

対面授業の予習・復習用の資料をメールで送信
対面授業で使用する資料を外部サーバ経由で送信



オンデマンド授業で講義映像や資料を送信



スタジオ型のリアルタイム配信授業



同時中継 遠隔地の会場

※ただし、ドリルやワークブックといった児童生徒等の購入を想定した著作物を、購入させずに複製や公衆送信を行うことなど、著作権者の利益を不当に害するような場合について、別途許諾が必要です。

制度の意義①

著作物等の教育利用におけるクリエイション・エコシステム

- 非営利の教育活動であっても、コンテンツのコピーや送信をされると書籍や論文などの売上げにも影響。
- 作家や作曲家などのクリエーターは、創作時に汗をかき、創作物の対価により次の創作を行う。適切な対価還元により創作が活性化され、質の高いコンテンツが生み出される。
- これを教育現場で教材等に活用することで、教育の質の向上が図られるという好循環につながる。



※ 補償金額については、法改正の際の附帯決議において「妥当な水準」に設定することとされている。

※ 文化庁が定める認可基準においては、営利事業等とは異なる特性への配慮や、教育機関の種別等に応じた著作物利用の現状とニーズの見通しなどに照らし、額の水準を判断することとしている。

制度の意義②

教育向けのコンテンツの定額利用

- あらゆる種類の著作物利用についてワンストップの指定管理団体を通じ権利の一括処理が可能に。
- 無断利用を止められる「許諾権」を制限することにより、遠隔教育等での著作物等の利用を促進し、教育などの未来への投資に生かす。
- 一方、作家や作曲家などクリエーターへの対価還元により次なる創作を促す。

許諾権の制限とワンストップの窓口 コンテンツの定額利用

学校など 教育機関の設置者^{※1}



- 利用のための許諾が不要
→権利者を探さなくていい
→利用を断られない
- 早く簡単な手続
→授業準備に余分な手間を取らない
→教員や児童生徒は手続き不要

補償金の 支払い

指定管理団体^{※2}

授業目的公衆送信
補償金等管理協会
(SARTRAS)



分配業務受託団体
(著作権等管理事業者等)



補償金 の分配

作家や作曲家
などの権利者

1人年間数百円程度で
何度も利用可能

(補償金額については、指定管理団体が教育機関の設置者代表からの意見聴取を経て申請し、文化庁長官が文化審議会に諮った上で認可。)

※1：著作権法第35条第1項・第2項。 ※2：著作権法第104条の12。